

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定によって、大規模小売店舗の変更の届出があった。

平成30年7月31日

海田町長 西 田 祐 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称

エディオン海田店

(2) 所在地

広島県安芸郡海田町南つくも町13番18号

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

変更前		変更後	変更年月日・理由
名称	デオデオ海田店	エディオン海田店	平成24年10月1日 大規模小売店舗の名称 の変更のため

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

変更前		変更後	変更年月日・理由
名称	株式会社デオデオ	株式会社エディオンWEST	平成21年10月1日 大規模小売店舗を設置 する者の名称等の変更 のため
代表者	代表取締役 友則 和寿	代表取締役 久保 允誉	

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

(変更前①)

名 称	代表者名	変更年月日・理由
株式会社デオデオ	代表取締役 友則 和寿	

(変更後①)

名 称	代表者名	変更年月日・理由
株式会社エディオンWEST	代表取締役 久保 允誉	平成21年10月1日 大規模小売店舗におい て小売業を行う者の名 称等の変更のため

(変更前②)

名 称	変更年月日・理由
株式会社エディオンWEST	

(変更後②)

名 称	変更年月日・理由
株式会社エディオン	平成22年10月1日 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称の変更のため

3 届出年月日

平成30年5月11日

4 縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成30年8月1日から平成30年11月30日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

(3) 縦覧場所

海田町役場企画部魅力づくり推進課 安芸郡海田町上市14番18号

5 意見書の提出

法第8条第2項に基づき、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、町に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

平成30年11月30日

(2) 提出先

海田町役場企画部魅力づくり推進課